



北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成30年1月24日

北海道市町村職員退職手当組合
組合長 吉 田 弘 志

北海道市町村職員退職手当組合条例第1号

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例

北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和57年条例第2号）の一
部を次のように改正する。

附則第3項及び第28項中「100分の87」を「100分の83.7」に改
める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例の一部
改正）
- 2 北海道市町村職員退職手当組合退職手当条例の一部を改正する条例（平成
18年条例第3号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第1項中「100分の87」を「100分の83.7」に、「10
4分の87」を「104分の83.7」に改める。